

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 14 件

厚生年金関係 14 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和63年7月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月18日から同年8月1日まで

昭和63年4月にB株式会社に入社し、途中異動はあったものの、現在までA株式会社のグループ会社に継続して勤務している。オンライン記録では申立期間について厚生年金保険に未加入となっているが納得がわからないので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管している申立人の人事記録、同社のグループ会社であるC株式会社が発行した申立人の勤務（在籍）証明書、雇用保険加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間においてB株式会社及びA株式会社に継続して勤務し（昭和63年7月18日にB株式会社からA株式会社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る昭和63年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人のA株式会社に係る資格取得日につ

いて誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C部における資格喪失日に係る記録を昭和32年5月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から同年5月2日まで

A株式会社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者となっていない。D市E区のC部からF工場に転勤した時期であるが、継続して勤務していたので、申立期間が、被保険者期間となるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社が保管する人事記録、同社の回答及び同僚の供述から判断すると、申立人はA株式会社に継続して勤務し（同社C部から同社F工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B株式会社は、資料が無いため不明である旨の回答をしているが、申立人は、「A株式会社C部が廃止され、同社F工場に移転した。」と供述しているところ、申立人が異動後に勤務した同社F工場は、昭和32年5月2日に新規適用事業所となっていることから、同日を異動日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C部における昭和32年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円

とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は残っていないが、会社責任である可能性が高い旨を回答しており、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行ったことがうかがわれ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C部における資格喪失日に係る記録を昭和32年5月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から同年5月2日まで

A株式会社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者となっていない。D市E区のC部からF工場に転勤した時期であるが、継続して勤務していたので、申立期間が、被保険者期間となるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社が保管する人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人はA株式会社に継続して勤務し（同社C部から同社F工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B株式会社は、資料が無いため不明である旨の回答をしているが、申立人は、「A株式会社C部が廃止され、同社F工場に移転した。」と供述しているところ、申立人が異動後に勤務した同社F工場は、昭和32年5月2日に新規適用事業所となっていることから、同日を異動日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C部における昭和32年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とす

ることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は残っていないが、会社責任である可能性が高い旨を回答しており、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行ったことがうかがわれ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和30年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年8月31日から同年9月1日まで

申立期間についてはA株式会社に継続して勤務していた。年金記録に空白期間があるのはおかしいので、調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社が保管する人事記録、同社の回答及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人はA株式会社に継続して勤務し（同社本社から同社C部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B株式会社は、資料が無いため不明である旨の回答をしているが、申立期間当時の同僚の供述から判断すると、昭和30年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和30年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は残っていないが、会社責任で

ある可能性が高い旨を回答しており、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行ったことがうかがわれ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和30年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年8月31日から同年9月1日まで

申立期間についてはA株式会社に継続して勤務していた。年金記録に空白期間があるのはおかしいので、調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社が保管する人事記録、同社の回答、B健康保険組合の回答、及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人はA株式会社に継続して勤務し（同社本社から同社C部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B株式会社は、資料が無いため不明である旨の回答をしているが、申立期間当時の同僚の供述から判断すると、昭和30年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和30年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は残っていないが、会社責任で

ある可能性が高い旨を回答しており、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行ったことがうかがわれ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成21年12月17日

株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が

時効により消滅した後の平成 24 年 4 月 4 日に届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 4 件（別添一覧表参照）

株式会社Aに係る申立人一覧表

事案 番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
2972	女		昭和46年生		平成21年12月17日	43万円
2973	女		昭和48年生		平成21年12月17日	42万5,000円
2974	女		昭和55年生		平成21年12月17日	35万2,000円
2975	男		昭和27年生		平成21年12月17日	57万1,000円

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者記録については、資格取得日は昭和62年3月25日、同喪失日は63年9月1日とされ、当該期間のうち、63年3月4日から同年9月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、事業主は、申立人が主張する昭和63年9月1日に、厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、当該記録を取り消し、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は15万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月4日から同年9月1日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A株式会社で勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無いことが分かった。昭和63年8月末までは勤務していたので当該期間について加入記録が無いことは納得できない。申立期間について厚生年金保険加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管する社員名簿、同社総務担当者の供述、B厚生年金基金が保管する加入員名簿及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間について、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記加入員名簿によると、申立人のA株式会社における資格喪失日は昭和63年9月1日と記録されている。

さらに、A株式会社の上記総務担当者は、「申立期間当時、資格喪失届は

複写式の届出用紙であった。」と述べている上、B厚生年金基金の適用事務担当者も「事業主から提出された届出書の複写を社会保険事務所に提出していた。」と述べている。

加えて、オンライン記録では、昭和 63 年 10 月 1 日からの標準報酬月額
の定時決定が行われる予定が記録されており、当時、定時決定は 8 月 1 日
現在に在籍している被保険者について行われることから、申立人が同年 3
月 4 日に資格喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が A 株式会社において
昭和 63 年 9 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所
に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記厚生年金
基金の記録から、15 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和41年8月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月21日から同年8月23日まで

A株式会社の勤務期間のうち、同社B本社から同社C工場に転勤した期間に係る厚生年金保険加入記録が無い。昭和41年6月に入社後、他社への勤務等も無く、継続して勤務していたので、調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A株式会社からの回答及び申立期間当時の複数の同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和41年8月23日に同社B本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る昭和41年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和41年8月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月21日から同年8月23日まで

A株式会社の勤務期間のうち、同社B本社から同社C工場に転勤した期間に係る厚生年金保険加入記録が無い。昭和39年8月に入社後、他社への勤務等も無く、継続して勤務していたので、調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A株式会社からの回答及び申立期間当時の複数の同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和41年8月23日に同社B本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る昭和41年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和41年8月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月21日から同年8月23日まで

A株式会社の勤務期間のうち、同社B本社から同社C工場に転勤した期間に係る厚生年金保険加入記録が無い。昭和40年4月に入社後、他社への勤務等も無く、継続して勤務していたので、調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A株式会社からの回答及び申立期間当時の複数の同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和41年8月23日に同社B本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る昭和41年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成12年9月30日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社A（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を同年9月30日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を、26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月1日から同年7月1日まで
② 昭和59年7月1日から60年2月1日まで
③ 昭和60年7月1日から同年12月10日まで
④ 昭和60年12月10日から62年12月10日まで
⑤ 平成12年9月30日から同年10月1日まで

申立期間①について、株式会社Cが経営する「D店」に勤務しており、申立期間②についてはE株式会社が経営する「F店」に、申立期間③については「G店」に勤務しており、いずれも社会保険者証を受け取っていた。しかしながら、申立期間①、②及び③について、いずれも厚生年金保険の加入記録が無い。さらに、申立期間④についてはH店（後に、I店に名称変更）に勤務しており、入社当初は厚生年金保険に加入していなかったが、入社して2年後に事業主の了承を得て、2年間遡って厚生年金保険に加入させてもらった。申立期間⑤については、I店が有限会社Aに社名変更されたが、引き続き同じ事業所に勤務しており、保険料を引かれていたにもかかわらず、厚生年金保険の未加入期間となっている。いずれの事業所にも調理師として確かに勤務していたので、調査の上、申立期間①、②、③、④及び⑤について、厚生年金保険の被保険

者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑤について、オンライン記録によると、申立人は、I店において平成12年9月30日に資格を喪失後、同年10月1日に有限会社Aにおいて再度資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、複数の元同僚が、申立期間⑤はH店が個人事業から有限会社になった時期に当たるが、勤務は継続していたと供述していることから、申立人が申立期間⑤において、有限会社Aに勤務していたことは推認できる。

また、当時の当該事業所の経理担当者は、平成12年9月の厚生年金保険料について、「保険料は当月に控除しており、ほかの月と同じように給与から保険料を控除していた。」と回答している上、上記元同僚の一人が申立期間⑤に近接する時期のものとして提出した当該事業所に係る支給年の記載が無い5枚の給与明細書のうち、介護保険料を含む健康保険料控除額と、同年の各保険料率を基に試算した介護保険料及び健康保険料の合計額との一致により同年9月分と推認される給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間⑤において有限会社Aに勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の有限会社Aにおける平成12年10月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、I店は、平成12年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、有限会社Aは、同年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間⑤は両事業所とも厚生年金保険の適用事業所となっていないが、同社の商業登記簿謄本によると、同社の設立年月日は10年8月18日と記載されていることから、申立期間⑤において同社は法人格を有していたことが確認でき、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、有限会社Aは、申立期間⑤において適用事業所の要件を満たしていながら社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成12年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、当時の株式会社Cにおける経理担当者及び元同僚の回答から、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、株式会社Cは、申立人の申立期間①における厚生年金保険料控除については不明と回答しているほか、上記の経理担当者は、「当時、株式会社Cにおいては従業員全員が厚生年金保険に加入していたわけではなく、加入していない者も多かった。申立人は、短期間の勤務であったので、会社が加入させていなかったものと思われる。」と回答している。

また、申立期間①に株式会社Cにおいて被保険者記録が確認できる複数の元同僚に照会したが、申立期間①における申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述及び関連資料を得ることはできない。

さらに、株式会社Cに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険証の番号が連続しており、欠番も見られない。

加えて、申立人の申立期間①における雇用保険の記録は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、雇用保険の記録及び複数の元同僚の回答から、申立人が昭和59年5月22日から60年1月6日までの期間において、E株式会社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、E株式会社は、申立てどおりの届出を行っていないと回答している上、オンライン記録によると、同社は、昭和61年4月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、それ以前の申立期間②において、適用事業所であったことは確認できない。

また、E株式会社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる上記の複数の同僚は、当該事業所が厚生年金保険の適用を受けるようになって厚生年金保険の被保険者となった旨回答している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、「G店」の経営主体である株式会社Jにおける当時の経理担当者の回答から、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、株式会社Jは既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の資料は残っておらず、申立期間③における申立人の厚生年金保険の適用及び保険料の控除について確認できない。

また、上記の経理担当者は、「当時、株式会社Jでは、入社後6か月間の試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入させていなかった。また、20人ぐらいの従業員のうち正社員は4、5人で、正社員のうち希望者のみが厚生年金保険に加入していた。」と回答していることから、申立期間③当時、当該事業所においては、すべての従業員について、入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、複数の元同僚に照会しても、申立人の厚生年金保険の適用及び保険料の控除について確認できる供述及び関連資料を得ることはできない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間④について、複数の元同僚の供述から、申立人が申立期間④においてI店の前身であるH店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、I店の事業主は、当時の資料は残っておらず、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除については不明であると回答している。

また、複数の元同僚は、当時、「H店においては希望者のみが厚生年金保険に加入していた。」と回答しており、そのうちの一人は、「申立人は、入社して2年後に病気で入院するまでは健康保険及び厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

さらに、複数の元同僚に照会しても、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる供述及び関連資料を得ることはできない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から50年12月まで

昭和50年12月に婚姻して(株)Aで働き始めたときに、会社の会計担当者と社会保険労務士が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと聞いている。保険料の金額は不明であるが、(株)Aは当時の夫の父親が事業主であったため保険料を負担してくれた。納付は会計担当者と社会保険労務士が行ってくれたので詳細は分からないが、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年12月に婚姻して(株)Aで働き始めたときに、同社の会計担当者と社会保険労務士が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一括して納付してくれたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時に、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、B県内全てについて、「C(漢字氏名)」、「D(カナ氏名)」及び「E(漢字氏名)」、「F(カナ氏名)」で検索したが、該当者はおらず、申立人が申立期間当時に、国民年金に加入した形跡は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により、平成2年8月に払い出されたものと推認され、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、申立期間に後続する厚生年金保険の被保険者資格を喪失した元年6月21日であることが申立人が所持する年金手帳及びオンライン

記録により確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が勤務していた(株) Aの会計担当者、社会保険労務士又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻中の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年9月から平成4年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月から平成4年10月まで

私は、昭和59年7月に勤務していた会社を退職後、同年10月に開業し、その頃国民健康保険と国民年金の加入手続をA県B市C出張所で行った。申立期間当時、家計は元妻に任せており、元妻が毎月自宅に来た集金人に国民健康保険料と国民年金保険料を納付してくれていた。元妻は、「毎月の保険料が国民健康保険と国民年金を合わせて3万5,000円ぐらいでしんどかった。」と言っており、私もその頃の苦しさは覚えている。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年9月頃に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は元妻に納付してもらっていたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立人に対し、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、申立人が当時居住していたA県内及びD県内全てについて検索したが該当者はおらず、申立人に同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間当時、B市及びE市では、保険料は納付書により収納しており、集金人による収納を行っておらず、申立内容と符合しない。

また、オンライン記録によれば、申立期間である昭和59年9月11日付けの国民年金被保険者資格の取得、及び平成4年11月1日付けの同資格喪

失の記録は 11 年 6 月 15 日付けで追加して記録されていることから、この時点まで申立人は国民年金に未加入である上、追加された時点で申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人の元妻又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から46年10月までの期間、54年4月から55年3月までの期間、58年4月から59年12月までの期間及び61年4月から平成元年8月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年12月から46年10月まで
② 昭和54年4月から55年3月まで
③ 昭和58年4月から59年12月まで
④ 昭和61年4月から平成元年8月まで

申立期間について、元妻が電話で依頼しA市役所から年1回程度集金人が自宅に来た際に免除申請していたと思う。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、元妻が電話で依頼しA市役所から年1回程度集金人が自宅に来た際に免除申請していたと主張している。

しかしながら、申立期間当時の免除制度については、免除の承認基準に該当した国民年金の強制加入被保険者が、免除を申請した日時点で納期限が経過していない直近の基準月から、申請のあった日の属する年度の末月までの間において必要と認められる月までの期間に係る保険料を免除することとされていたところ、申立期間①について、昭和43年12月から44年9月までの期間は、申立人は、国民年金被保険者資格を同年10月1日付けで取得していることから、同日前の当該期間は国民年金の未加入期間であり、同年10月から同年12月までの期間は、申立人の国民年金手帳記号番号が45年4月11日付けで払い出されていることが同手帳記号番号払出簿

により確認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、この時点においては、既に当該期間に係る国民年金保険料の納期限が経過していることから、いずれの期間も申請免除の対象にはならない期間である。

また、申立期間①のうち、昭和45年1月から同年6月までについて、申立人がB市からA市に転居したのは、同年10月であり、この時点においては、既に当該期間に係る保険料の納期限が経過しており、当該期間に係る申請免除手続をA市役所で行うことはできない。

さらに、申立期間③のうち、昭和59年4月から同年12月までについて、後続する60年1月から同年3月までの免除申請は同年3月8日に行われていることがオンライン記録により確認できるところ、この時点において、既に当該期間前に係る保険料の納期限は経過しており、当該期間前の免除申請はできなかったものと考えられる。

加えて、全ての申立期間について、申立内容を裏付ける事情を確認することはできないほか、申立ては、4つの期間にわたり合計109か月に及んでおり、行政側が長期間にわたって国民年金保険料の記録管理における事務処理の誤りを繰り返すとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間①から④までの国民年金保険料を免除されたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による免除の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めるとはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から49年3月まで

私は、当時の報道で無年金者を出さないための特別な法律改正による救済措置を知り、昭和50年3月にA区役所で国民年金の加入手続を行い、同区役所で国民年金保険料を1年分納付して国民年金手帳を受け取った。この救済措置により、加入手続をして国民年金保険料を1年分納付すると、手続前の期間である申立期間の保険料も納付したことになるものと思っていた。現在、所持している国民年金手帳は1冊であるが、妻は私の国民年金手帳が2冊有ったと記憶しており、申立期間が未納となっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年3月にA区役所で国民年金の加入手続を行い、同区役所で国民年金保険料を1年分納付し、特別な法律改正による救済措置により、申立期間の保険料についても納付済みになるものと思っていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年4月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人が所持する国民年金手帳の発行日は同年3月27日であることから、申立人は、この日に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点で、第2回目の特例納付が実施されており、申立期間の保険料を納付することは可能であったものの、申立人は、保険料を納付したのは1年分としており、このことは、申立人が所持する国民年金手

帳の印紙検認記録欄により、申立期間直後の 49 年 4 月から 50 年 3 月までの期間の保険料を同月 31 日に納付していることが確認できることも一致していることから、この時点で、現年度納付が可能であった当該期間の保険料を納付したものと考えられる。

なお、当時実施されていた特例納付は、時効により納付できない期間の国民年金保険料を遡って納付することができる制度であり、申立人の主張どおり申立期間について納付済期間にするには、特例納付及び過年度納付によることとなり、納付金額は 6 万 3,450 円となるが、申立人は、上記の 1 年分以外、まとめて保険料を納付した記憶は無いとしている。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月から6年3月まで

当時、私は、住民票はA市B区にあったが、C県に居住していたので、20歳になった時、私の祖母が国民年金の加入手続きを行い、年金手帳を管理し、申立期間の国民年金保険料も納付してくれていた。祖母は、私の母親と兄3人の保険料を納付し、同時に私の保険料も納付していたはずである。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成元年2月頃、その祖母が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料も祖母が納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の国民年金被保険者の記録から平成7年2月頃払い出されたものと推認できることから、申立人はこの頃国民年金に加入したものと考えられ、これは、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストに、申立人は、平成6年度から登載されていることとも整合しており、申立内容と符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の平成7年2月頃の時点では、申立期間の大部分は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、一部の期間は過年度納付が可能であるが、申立人からは遡って納付したとの主張は無い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料は申立人の祖母が申立人の母親及び兄3人の保険料と一緒に納付してくれていたとしているが、オンライン記録によれば、申立期間について、母親及び兄3人が保険料を納付した記録は見当たらない。

加えて、申立人の祖母又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 12 月 4 日から 39 年 6 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社（現在は、株式会社B）で勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無いことが分かった。当該期間については臨時補充員として当該事業所に勤務しており、加入記録が無いことは納得できない。申立期間について厚生年金保険加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社B本社から提出された人事記録によると、申立人が申立期間においてA社に臨時補充員として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は昭和 53 年 9 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所になっている上、日本年金機構C事務センターに照会を行ったところ、「A社が同日以前に適用事業所であった記録は確認できない。」と回答していることから、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、株式会社B本社の人事担当者は「申立期間当時のA社に係る厚生年金保険の適用関係については一切不明であり、賃金台帳等の資料が残されていないため、申立人の厚生年金保険料控除についても不明である。」と述べていることから、申立人の申立期間に係る給与からの厚生年金保険料控除について確認できない。

さらに、D共済組合は、臨時補充員に係る厚生年金保険の取扱いについて、「共済組合に加入するまでの臨時補充員である期間については、各事業

所単位で厚生年金保険に加入しており、共済組合の加入に該当しない職員について厚生年金保険に加入させるか否かについては、勤務先の所属長が判断していた。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月 29 日から 2 年 5 月 1 日まで
A 株式会社には、平成 2 年 4 月 30 日まで勤務しており、厚生年金保険にも加入していた。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 2 年 4 月末日まで在籍していたと主張しているが、商業登記簿の記載によると、A 株式会社（平成 5 年 9 月 30 日に B 株式会社、その後 7 年 7 月 1 日に C 株式会社に変更。）は 10 年 6 月 30 日付けで解散しており、当時の事業主に照会したところ、申立期間当時の賃金台帳等の資料は保管しておらず、申立期間における申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

また、申立期間当時の複数の元同僚に文書照会した結果においても、申立人の正確な勤務期間及び厚生年金保険料の控除について回答を得ることができない。

さらに、雇用保険の記録では、申立人に係る A 株式会社における離職日が平成元年 12 月 28 日とされており、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日と符合している上、オンライン記録によると、2 年 2 月 13 日に申立人の健康保険被保険者証が回収されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。